

組合公報 臨時号

令和 7 年 3 月 1 8 日
島根県市町村職員共済組合

島共済公告第 4 0 0 号

島根県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱い
に関する規程細則の一部を改正する規則をここに公告する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

島根県市町村職員共済組合
理事長 中 村 中
(公 印 省 略)

島根県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報情報の適正な取扱いに関する
規程細則の一部を改正する規則

島根県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報情報の適正な取扱いに関する規程細則（平成28年規程第7号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前
(特定個人情報保護総括責任者、特定個人情報保護責任者及び特定個人情報保護監査責任者)		(特定個人情報保護総括責任者、特定個人情報保護責任者及び特定個人情報保護監査責任者)
第2条 規程第3条に規定する特定個人情報保護総括責任者、特定個人情報保護責任者及び特定個人情報保護監査責任者は、次の各号に掲げる者をもって充てる。		第2条 規程第3条に規定する特定個人情報保護総括責任者、特定個人情報保護責任者及び特定個人情報保護監査責任者は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)
(3) 特定個人情報保護監査責任者 事務局長又は事務局長次長 (本人等の確認)		(3) 特定個人情報保護監査責任者 事務局長 (本人等の確認)
第12条 規程第28条第2項に規定する本人又は同条第4項に規定する代理人であることの確認は、次のとおり行うものとする。		第12条 規程第28条第2項に規定する本人又は同条第4項に規定する代理人であることの確認は、次のとおり行うものとする。
(1) 本人が申請する場合		(1) 本人が申請する場合
イ 次に掲げる書類のうちいずれか1点（開示等の請求等をする日において効力を有する書類に限る。）		イ 次に掲げる書類のうちいずれか1点
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード（写真が表示されたものに限る。）、旅券（パスポート）、身体		運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード（写真が表示されたものに限る。）、旅券（パスポート）、身体

障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等	ロ イが困難であると認められる場合は、次に掲げる書類のうちいずれか2点以上（開示等の請求等をする日において効力を有する書類に限る。）
年金手帳（基礎年金番号通知書）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、資格確認書等	ハ～ホ（略） （2）・（3）（略）

障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等	ロ イが困難であると認められる場合は、次に掲げる書類のうちいずれか2点以上
国民健康保険被保険者証、<u>年金手帳（基礎年金番号通知書）</u>、<u>児童扶養手当証書</u>、<u>特別児童扶養手当証書</u>、<u>共済組合員証（共済組合員被扶養者証、遠隔地被扶養者証、船員組合員証、船員被扶養者証、任意継続組合員証、任意継続組合員被扶養者証を含む。）</u>、<u>健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証を含む。）</u>、<u>後期高齢者医療保険被保険者証等</u>	ハ～ホ（略） （2）・（3）（略）

保有特定個人情報開示等請求 (申出) 書

年 月 日

島根県市町村職員共済組合理事長 様

【請求等を行う者 (□本人 □代理人)】

(フリガナ)
氏 名
(フリガナ)
住 所
電話番号
組合員等記号・番号等

【本人の氏名・住所等 (代理人による請求等の場合に記入)】

(フリガナ)
氏 名
(フリガナ)
住 所
電話番号
組合員等記号・番号等

島根県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報情報の適正な取扱いに関する規程第28条の規定に基づき、下記のとおり請求等を行います。

記

1. 保有特定個人情報記録の件名又は内容
2. 請求等の内容 {1} □利用目的の通知 {2} □開示 □閲覧 □写しの手交 □写しの送付 □電磁的記録の提供 {3} □訂正 □追加 □削除 {4} □利用の停止 □消去
3. 訂正等・利用の停止等の請求等の理由
(注) 1. 該当する□欄をチェックしてください。 2. 「組合員等記号・番号等」欄には、本人の組合員等記号・番号又は年金証書番号がある場合に記載してください。 3. 請求等の対象となる保有特定個人情報情報の名称又は内容については、できるだけ具体的に記入してください。 4. 請求等を行う方は、次の書類を提出又は提示してください。 {1} 本人の請求等の場合 ア 本人であることが分かる書類 {2} 代理人の請求等の場合 ア 代理人本人であることが分かる書類 イ 委任状

保有特定個人情報開示等請求 (申出) 書

年 月 日

島根県市町村職員共済組合理事長 様

【請求等を行う者 (□本人 □代理人)】

(フリガナ)
氏 名
(フリガナ)
住 所
電話番号
組合員証番号等

【本人の氏名・住所等 (代理人による請求等の場合に記入)】

(フリガナ)
氏 名
(フリガナ)
住 所
電話番号
組合員証番号等

島根県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報情報の適正な取扱いに関する規程第28条の規定に基づき、下記のとおり請求等を行います。

記

1. 保有特定個人情報記録の件名又は内容
2. 請求等の内容 {1} □利用目的の通知 {2} □開示 □閲覧 □写しの手交 □写しの送付 □電磁的記録の提供 {3} □訂正 □追加 □削除 {4} □利用の停止 □消去
3. 訂正等・利用の停止等の請求等の理由
(注) 1. 該当する□欄をチェックしてください。 2. 「組合員証番号等」欄には、本人の組合員証番号又は年金証書番号がある場合に記載してください。 3. 請求等の対象となる保有特定個人情報情報の名称又は内容については、できるだけ具体的に記入してください。 4. 請求等を行う方は、次の書類を提出又は提示してください。 {1} 本人の請求等の場合 ア 本人であることが分かる書類 {2} 代理人の請求等の場合 ア 代理人本人であることが分かる書類 イ 委任状

様式第 4 号 (規程細則第 11 条関係)		様式第 4 号 (規程細則第 11 条関係)	
委	任	委	任
状	状	状	状
年	年	年	年
月	月	月	月
日	日	日	日
島根県市町村職員共済組合理事 様		島根県市町村職員共済組合理事 様	
【委任者 (本人)】 (フリガナ) 氏 名 (フリガナ) 住 所 電話番号 組合員証番号等		【委任者 (本人)】 (フリガナ) 氏 名 (フリガナ) 住 所 電話番号 組合員等記号・番号等	
【受任者】 (フリガナ) 氏 名 (フリガナ) 住 所 電話番号		【受任者】 (フリガナ) 氏 名 (フリガナ) 住 所 電話番号	
私は、(受任者氏名) を代理人と定め、島根県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報情報の適正な取扱いに関する規程第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項又は第26条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求等に関する権限を委任します。		私は、(受任者氏名) を代理人と定め、島根県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報情報の適正な取扱いに関する規程第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項又は第26条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求等に関する権限を委任します。	

附 則
(施行期日)
1 この規則は、公告の日から施行し、令和 6 年 1 2 月 2 日から適用する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の第12条第1号ロの規定の適用については、この規則の適用の際現に交付されている次の各号に掲げる書類（氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）は、それぞれ当該各号に定める期間は、同条第1号ロに掲げる書類とみなす。

- (1) 国民健康保険の被保険者証 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。第4号において「改正法」という。）附則第16条に規定する期間
- (2) 健康保険の被保険者証 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第119号。次号において「整備省令」という。）附則第2条に規定する期間
- (3) 船員保険の被保険者証 整備省令附則第6条に規定する期間
- (4) 後期高齢者医療の被保険者証 改正法附則第18条に規定する期間
- (5) 国家公務員共済組合の組合員証 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和6年財務省令第64号）附則第2条に規定する期間
- (6) 地方公務員共済組合の組合員証 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和6年内閣府、総務省、文部科学省令第5号）附則第2条に規定する期間
- (7) 私立学校教職員共済制度の加入者証 私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第32号）附則第2条に規定する期間